

東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に関する 基本合意に向けた協議の継続について

宮城県では、政策医療の課題解決を図るため、東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築について、東北労災病院の設置者である独立行政法人労働者健康安全機構（以下「労働者健康安全機構」という。）と協議を進めてまいりました。

このたび、令和5年2月20日に労働者健康安全機構と取り交わした「東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書」の取扱いについて、労働者健康安全機構及び宮城県の双方において以下のとおり確認しましたので、お知らせします。

宮城県立精神医療センターが富谷市に移転する場合の県南部の精神科医療体制の確保及び精神科救急に関する診療連携のあり方等についての検討を引き続き行う必要があることから、労働者健康安全機構及び宮城県は、東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向け、宮城県立病院機構も加えた3者による基本合意を目指し、令和6年度も協議を継続する。

【参考】

東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書（抜粋）

※以下、甲は労働者健康安全機構、乙は宮城県を指す。

（協議方針）

第1条 甲と乙は、甲の理念である「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」の達成並びに乙の政策医療の課題である「精神医療、救急医療及び災害医療を強化した地域の拠点となる病院の整備」を実現するために、次条から第5条までの内容その他必要な事項について、地方独立行政法人宮城県立病院機構と両病院を加えて協議を行い、令和5年度中に、両病院の移転・合築について合意（以下「令和5年度合意」という。）を目指す。

（合意の解除）

第7条 令和5年度合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除できるものとする。